公益財団法人日本国際医学協会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人日本国際医学協会と称する。

（設立）

第２条　この法人は、初代理事長 故 石橋長英が、医師卒後教育の推進を目的に大正 14 年（1925 年）３月に開講した医学談話会を起源とする。

（事務所）

第３条　この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第４条　この法人は、我が国の医療・保健・福祉の向上発展のため、最新の医学、医療及び公衆衛生に関する研究成果及び最新技術の普及啓発を行うとともに、海外との学術交流により国際相互理解の促進に寄与することを目的とする。

（事業）

第５条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 医学・医療関係者並びに一般市民を対象とする医学・薬学を中心とする講演会及びシンポジウムの開催

(2) 医学・薬学に関する国内外の調査、資料収集と分析並びに成果の刊行

(3) 医学・医療に関する国内外の研究者及び機関との連携と学術交流

(4) 研究者に対する研究及び成果発表の奨励

(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第６条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産として理事会で定めたものとする。

2　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）
第７条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり同年１２月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第８条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第10条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章　評議員

（評議員）
第11条　この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第12条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
2　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)　各評議員について、次のイからへに関する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
二　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ　ハ又は二に掲げる者の配偶者
へ　ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

二　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者。
国の機関
地方公共団体
独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）
第 13 条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3　評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）
第 14 条　評議員は無報酬とする。

第 5 章　評議員会

（構成）
第 15 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）
第 16 条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分又は除外の承認
(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第 17 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度２月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第 18 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長の選任）
第 19 条評議員会の議長は、その評議員会において、評議員の中から選出する。

（決議）
第 20 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 評議員の解任
(2) 監事の解任
(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 定款の変更
(5) 基本財産の処分又は除外の承認
(6) その他法令で定められた事項
3　理事又は監事並びに評議員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事並びに評議員の候補者の合計数が第１１条又は第２2 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4　理事長が決議目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 21 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及びその会議において選任された議事録署名人２人は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章　役員

（役員の設置）

第 22 条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　５名以上１０名以内

(2) 監事　３名以内

2　理事のうち１名を理事長、２名を常務理事とする。

3　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第１項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 23 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 24 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び常務理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 25 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の

業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第 26 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4　理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 27 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）
第 28 条　理事及び監事は、無報酬とする。

第 7 章　理事会

（構成）
第 29 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 30 条　理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第 31 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集

する。

（決議）
第 32 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件のとおり、理事長又は理事が決議目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその議案に異議を述べたときはこの限りではない。
3　前項の規定は、理事長、常務理事による理事会報告については適用しない。

（議事録）
第 33 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章　会長及び顧問

（会長）
第 34 条　この法人に、名誉職として会長を置くことができる。会長は評議員会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。
2　会長は、評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決権はない。
3　会長は、無報酬とする。

（顧問）
第 35 条　この法人に、任意の機関とし１０名以下の顧問を置くことができる。
2　顧問は、次の職務を行なう。
（1）理事長の相談に応じること
（2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
3　顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
4　顧問は、無報酬とする。

第 9 章　会員

第 36 条　この法人に、名誉会員及び賛助会員並びに維持会員を置くことができ

る。
2　名誉会員は、この法人に特別の功労のあったもので、理事会において推薦されたものとする。
3　賛助会員は、この法人の趣旨に賛同し、この法人の事業に特別の援助を与えるもので、理事会において推薦されたものとする。
4　維持会員は、この法人の趣旨に賛同し、役員、名誉会員、賛助会員又は維持会員の推薦したものとする。

第 10 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 37 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2　前項の規定は、この定款の第 4 条及び第 5 条及び第 12 条についても適用する。

（解散）
第 38 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第 39 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第 40 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章　公告の方法

（公告の方法）
第 41 条　この法人の公告は、官報に掲載する方法により行なう。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 23 年 2 月 17 日定款変更許可
平成 23 年 10 月 20 日公益財団法人設立許可
平成 28 年 2 月 18 日定款変更許可